

令和6年分の贈与税の確定申告について

- 令和6年分の贈与税の申告書の受付は、令和7年2月3日(月)から同年3月17日(月)までです。
- 令和6年分の贈与税の納期限は、令和7年3月17日(月)です。
- 令和6年分からはスマートフォンで贈与税の申告ができます。

～贈与税の概要～

その年の1月1日から12月31日までの1年間に財産の贈与(法人からの贈与を除きます。)を受けた個人は、その贈与を受けた財産について、次の①又は②のケースに応じて贈与税の申告をしなければなりません。

- ① 「**暦年課税**」を適用する場合には、その贈与を受けた財産の価額の合計額が暦年課税に係る基礎控除額(110万円)を超えるとき
- ② 「**相続時精算課税**」を適用する場合には、特定贈与者から贈与を受けた財産の価額の合計額が相続時精算課税に係る基礎控除額(110万円)を超えるとき

(注) 令和5年12月31日以前の相続時精算課税に係る贈与については、相続時精算課税に係る基礎控除額は控除されませんので、その贈与を受けた財産の価額の合計額が110万円以下であっても申告をする必要があります。

相続時精算課税を適用できる場合(年齢は贈与の年の1月1日現在のもの)

- ・ 贈与者 → 60歳以上の者(父母や祖父母など)
- ・ 受贈者 → 18歳以上で、かつ、贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫

<暦年課税>

イ 概要

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(1年間に2人以上の人から贈与を受けた場合又は同じ人から2回以上にわたり贈与を受けた場合には、それらの贈与を受けた財産の価額の合計額)を基に贈与税額を計算する方式です。

その贈与を受けた財産の価額の合計額が基礎控除額(110万円)を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

ロ 適用される税率

1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額(課税価格)から基礎控除額(110万円)を控除した残額(基礎控除後の課税価格)について、贈与者と受贈者との続柄及び受贈者の年齢に応じて、「贈与税の速算表」により「一般税率」又は「特例税率」のいずれかを適用して贈与税額を計算します。

(イ) 一般税率

直系尊属(父母や祖父母など)以外の贈与者から財産の贈与を受けた場合や受贈者が贈与の年の1月1日において18歳未満である場合には、「一般税率」を適用して贈与税額を計算します。この「一般税率」の適用がある財産を「一般贈与財産」といいます。

(ロ) 特例税率

直系尊属である贈与者から財産の贈与を受け、かつ、受贈者が贈与の年の1月1日において18歳以上である場合には、「特例税率」を適用して贈与税額を計算します。この「特例税率」の適用がある財産を「特例贈与財産」といいます。

ハ 「特例税率」の適用を受ける場合の手続

「特例税率」の適用を受ける場合で、次の①又は②のいずれかに該当するときは、贈与税の申告書とともに、財産の贈与を受けた人(受贈者)の戸籍の謄本又は抄本その他の書類でその人の氏名、生年月日及びその人が贈与者の直系卑属に該当することを証する書類を提出する必要があります。ただし、過去の年分において同じ贈与者からの贈与について「特例税率」の適用を受けるために当該書類を提出している場合には、申告書第一表の「過去の贈与税の申告状況」欄に、その提出した年分及び税務署名を記入します(当該書類を重ねて提出する必要はありません。)

- ① 「特例贈与財産」のみの贈与を受けた場合で、その財産の価額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の課税価格が300万円を超えるとき
- ② 「一般贈与財産」と「特例贈与財産」の両方の贈与を受けた場合で、その両方の財産の価額の合計額から基礎控除額(110万円)を差し引いた後の課税価格※が300万円を超えるとき

※ 「一般贈与財産」について配偶者控除の特例の適用を受ける場合には、配偶者控除額と基礎控除額（110万円）を差し引いた後の課税価格となります。

<相続時精算課税 >

イ 概要

特定の贈与者から贈与を受けた財産について暦年課税に代えて相続時精算課税を選択した場合には、その贈与者から1年間に贈与を受けた財産の価額の合計額を基に贈与税額を計算し、将来その贈与者が亡くなった時にその相続時精算課税適用財産の贈与時の価額（令和6年1月1日以後の贈与により取得した財産については、贈与を受けた年分ごとに、相続時精算課税適用財産の贈与時の価額の合計額から相続時精算課税に係る基礎控除額を控除した残額）と相続又は遺贈を受けた財産の相続時の価額の合計額を基に計算した相続税額から、既に納付した相続時精算課税適用財産に係る贈与税相当額を控除した金額をもって納付すべき相続税額とする方式です（その控除により控除しきれない金額がある場合には、相続税の申告をすることにより還付を受けることができます。）。

相続時精算課税を初めて選択する場合には、「相続時精算課税選択届出書」の提出が必要となります。また、相続時精算課税適用財産の価額の合計額が相続時精算課税に係る基礎控除額（110万円）を超える場合には、贈与税の申告をする必要があります。

申告に際しては次の点に注意してください。

- ① この方式は、贈与者ごとに選択することができます。
- ② この方式を選択した場合には、その選択に係る贈与者から贈与を受ける財産については、その選択をした年分以降全て相続時精算課税が適用され、暦年課税への変更はできません。

～贈与税の申告書の提出期間と提出先～

- (1) 令和6年分の贈与税の申告の相談及び申告書の受付

令和7年2月3日（月）から同年3月17日（月）まで

税務署の閉庁日（土・日曜・祝日等）は、通常、税務署での相談及び申告書の受付は行っておりませんのでご注意ください。

- (2) 申告書の提出方法

イ e-Taxで申告する。

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」で申告書の作成・送信が可能です。是非ご利用下さい。

また、令和6年分からはスマートフォンで贈与税の申告ができます。

ロ 郵便又は信書便により、住所地の所轄税務署又は業務センター（※）に送付する。

※ 国税庁では、一部の税務署を対象に、複数の税務署の内部事務を専担部署（業務センター）で集約処理する「内部事務のセンター化」を実施しています。内部事務のセンター化の対象となる税務署に、申告書等を郵送で提出する場合は、業務センター宛に送付してください

ハ 住所地の所轄税務署の受付に提出する。

税務署の時間外収受箱への投函により、提出することもできます（業務センターに直接持参する方法で提出することはできませんので、ご注意ください。）。

(注) 1 税務行政のデジタル化における手続の見直しの一環として、令和7年1月から、申告書等の控えに収受日付印の押なつを行っておりません。申告書等を書面で提出（送付）する際には、申告書等の正本（提出用）のみを提出（送付）してください。また、申告書等の控えに収受日付印の押なつは行いませんが、必要に応じて、ご自身で控えの作成及び保有、提出年月日の記録・管理をお願いいたします。

- 2 郵便又は信書便で送付する場合、通信日付印により表示された日を提出日とみなします。この日付が申告書の提出期間内となるよう、お早めにご送付ください。
- 3 申告書の提出期限に遅れて申告と納税をした場合には、原則として加算税及び延滞税がかかりますのでご注意ください。